エ　希望工種区分ごとの平均技術職員数
オ　希望工種区分ごとの元請完工高
カ　労働福祉の状況
キ　営業年数
ク　防災活動への貢献の状況
ケ　法令遵守の状況
コ　建設業の経理に関する状況
サ　研究開発の状況

⑶　測量等　前記５の競争に参加することができない者以外の者については、次に掲げる項目について、総合点数を付与し、希望業務種別ごとに総合点数の高点順（同点の場合は、年間平均実績高の多い順。）に配列し、当該業務種別における順位を付して、競争参加資格を認定する。

ア　希望業種区分ごとの年間平均実績高
イ　希望業種区分ごとの有資格職員数
ウ　直前の営業年度の自己資本額
エ　営業年数

7　資格審査結果の通知

「資格決定通知書」により通知する。

8　資格の有効期間

資格認定のときから平成25年３月31日までとする。

9　その他

⑴　特定建設工事共同企業体としての競争参加者の認定　特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事ごとにこれを公示する。

⑵　会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者及び民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者の取扱い　今回の申請時において会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て中の者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て中の者は、手続開始の決定を受けた後に、一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うこと（以下、同決定を受けた者を「更生手続等開始決定者」という。）。

平成23・24年度一般競争（指名競争）参加資格の有資格者として確認を受けた後に更生手続等開始決定者となった者は、別に定める手続により再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

なお、更生手続等開始決定者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないときは、一般競争（指名競争）において競争参加資格があることの確認がなされない場合がある。

⑶　合併等により新たに設立された会社等の取扱い　合併等により新たに設立された会社等とは、次のアからオに掲げる会社等をいい、合併等後の経営事項審査を受けている者は、別に定める手続により再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うこと。

ア　合併又は分割により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により存続した場合の存続会社
イ　親会社がその営業（建設業）の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社
ウ　新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社
エ　既存の建設会社が他の建設会社から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設会社
オ　営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社

⑷　国土交通省が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査を受けたものの取扱い　建設業法第27条の23第３項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年国土交通省告示第85号）附則第４項及び第６項の規定による国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営審査事項を受けた者は、別に定める手続により一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

別記　提出場所

［掲載順序　受付対象　受付部局　郵便番号　所在地　電話番号］

⑴　東京高等裁判所管内（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、山梨県、長野県、新潟県）に本社があり、主として同管内での受注を希望する者　東京高等裁判所事務局会計課営繕係　〒100―8933　東京都千代田区霞が関１－１－４　電話03―3581―1546

⑵　大阪高等裁判所管内（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県）に本社があり、主として同管内での受注を希望する者　大阪高等裁判所事務局会計課営繕係　〒530－8521　大阪府大阪市北区西天満２－１－10　電話06―6316―2555

⑶　名古屋高等裁判所管内（愛知県、三重県、岐阜県、福井県、石川県、富山県）に本社があり、主として同管内での受注を希望する者　名古屋高等裁判所事務局会計課営繕係　〒460―8503　愛知県名古屋市中区三の丸１－４－１　電話052―203―0162

⑷　広島高等裁判所管内（広島県、山口県、岡山県、鳥取県、島根県）に本社があり、主として同管内での受注を希望する者　広島高等裁判所事務局会計課営繕係　〒730―0012　広島県広島市中区上八丁堀２―43　電話082―221―2449

⑸　福岡高等裁判所管内（福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、鹿児島県、宮崎県、沖縄県）に本社があり、主として同管内での受注を希望する者　福岡高等裁判所事務局会計課営繕係　〒810―8608　福岡県福岡市中央区城内１－１　電話092―781―3141　内線2212

⑹　仙台高等裁判所管内（宮城県、福島県、山形県、岩手県、秋田県、青森県）に本社があり、主として同管内での受注を希望する者　仙台高等裁判所事務局会計課営繕係　〒980―8638　宮城県仙台市青葉区片平１－６－１　電話022―222―6111　内線2114

⑺　札幌高等裁判所管内（北海道）に本社があり、主として同管内での受注を希望する者　札幌高等裁判所事務局会計課営繕係　〒060―0042　北海道札幌市中央区大通西11　電話011―290―2108

⑻　高松高等裁判所管内（香川県、徳島県、高知県、愛媛県）に本社があり、主として同管内での受注を希望する者　高松高等裁判所事務局会計課営繕係　〒760―8586　香川県高松市丸の内１―36　電話087―851―1647

⑼　⑴ないし⑻までの受付対象のいずれにも該当しない者又は全国での受注を希望する者　最高裁判所事務総局経理局営繕課契約係　〒102―8651　東京都千代田区隼町４－２　電話03―3264―8111　内線3513

招　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

平成23年４月26日

国立大学法人九州大学事務局長　本木　章喜

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　40

○第１号

1　調達内容

⑴　品目分類番号　22、31

⑵　導入計画物品及び数量　総合外科手術システム　一式

⑶　調達方法　購入等

⑷　導入予定時期　平成23年度３月以降

⑸　調達に必要とされる基本的な要求要件

A　ハイビジョン内視鏡手術システム　一式
ａ　ハイビジョンビデオスコープシステム
ｂ　内視鏡手術システム

B　整形外科高度診療治療システム　一式
ａ　脊椎・腫瘍診断治療システム
ｂ　関節外科診断治療システム
ｃ　関節鏡手術システム

2　資料及びコメントの提供方法　上記１⑵の物品に関する一般的な参考資料及び同⑸の要求要件等に関するコメント並びに提供可能なライブラリーに関する資料等の提供を招請する。

⑴　資料等の提供期限　平成23年６月13日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提供先　〒812―8581　福岡市東区箱崎六丁目10番１号　国立大学法人九州大学財務部調達課特定調達係　平　　良　電話092―642―4195